平成２３年（フ）第３５３号
北海道旭川市永山９条14丁目１番12号
債務者　瀬戸　英治
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　純成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４０号
宮城県登米市迫町北方字天形104番地１
債務者　三浦みね子
1　決定年月日時　平成23年10月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨田　成人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第１３４３号
福岡県糸島市神在1301番地４
債務者　辛本こと　永井　滋子（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　花田　茂治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月16日午後４時
5　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０６５号
名古屋市熱田区五番町12番11号　伊東アパート
債務者　大橋　州代
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢崎　信也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月21日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６９号
新潟県長岡市北山４丁目39番地17
債務者　金澤　　悟
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星野　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第６６７８号
大阪市東淀川区大桐３―22―31　アーブル北野103号、住民票上の住所大阪府吹田市吹東町23番11号
債務者　島津　義則
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川端さとみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５号
兵庫県豊岡市日高町鶴岡447番地
債務者　小山　哲夫
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　貞夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月７日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第６６号
兵庫県豊岡市日高町鶴岡447番地
債務者　小山まき乃
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　貞夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月７日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第１３５号
宮崎県宮崎市大島町馬場尻1899番地１
債務者　兒玉　教久
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洲崎　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第２１５６号
福岡県春日市天神山５丁目59番地サンヒルズ春日301号
債務者　谷　　久人
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　貫介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８９９号
仙台市宮城野区新田２丁目16番８―301号
債務者　門間　真路（旧姓佐藤・山寺）
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒井　純哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月８日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０４５号
広島市安佐北区安佐町大字くすの木台59番地14
債務者　林谷　　猛
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三宝　明義
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月13日午後４時
5　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８３号
佐賀県西松浦郡有田町原明乙１番地２
債務者　浦川　貴稔
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　　中
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第７８号
新潟県三条市南四日町１丁目２番10号
債務者　齋藤　建**岩**
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第３５９号
愛知県稲沢市増田西町51番地　アムール宮﨑105
債務者　磯谷　直人
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３９１号
函館市中道２丁目33番19号
債務者　鶴田　ゆう
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４６７号
愛知県高浜市湯山町５丁目３番地10　コーポリバティ205号、前住所愛知県豊田市朝日ケ丘２丁目３番地１　ライオンズヒルズ豊田1104号
債務者　岡﨑　　晶
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係